

「現場代理人及び技術者の適正配置」に関する Q&A

【主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について】

問1 既存工事（A工事）に配置している技術者を、A工事の完成後に着工する工事（B工事）に配置する予定にしていたが、A工事の工期が延長され、B工事の着工日以降に完成することとなったため、B工事に配置できなくなった場合はどうなるのか。

答1

【落札後・契約前の場合】

落札を取り消し、次順位の者と随意契約を行いません。この場合、指名停止等の処分は行いません。

【契約後の場合】

(1) A工事の工期延長等の原因が天災などであって、受注者の責めに帰すことができない場合

ア) B工事の入札方法が総合評価方式であり、評価対象となった技術者を配置できなくなった場合、以下の順番でいずれかの対応を行います。

- ① 配置予定の技術者と同等以上の技術者の配置を認めます。
- ② B工事の着工を延期します。
- ③ B工事の着工が延期できない場合は、当該契約は解除します(契約約款第 59 条)。この場合、違約金の徴収(契約約款第 47 条第 2 項)、指名停止等の処分は、原則として行ないません。

イ) B工事(予定価格 3,500 万円(建築一式工事は 7,000 万円)以上)の入札方法が通常の一般競争入札の場合で、配置予定の技術者を配置できなくなった場合、以下の順番でいずれかの対応を行います。

- ① 条件を満たす他の技術者の配置を認めます。
- ② B工事の着工を延期します。
- ③ B工事の着工が延期できない場合は、当該契約は解除します。この場合、違約金の徴収、指名停止等の処分は行ないません。

(2) A工事の工期延長等の原因が、受注者の責めに帰すべき場合

他の技術者の配置やB工事の着工延期ができない場合、契約解除(契約約款第 47 条第 1 項)します。この場合、違約金の徴収(契約約款第 47 条 2 項)、指名停止の処分となります。

問1-2 工期末前に工事（A工事）が完成（完成届を提出）した場合、当該工事に専任で配置していた技術者を、次に久留米市が発注する工事（B工事）に配置してよいか。

答1-2 久留米市では、完成届を提出された工事（A工事）については、技術者の専任配置は求めておりません。したがって、当該技術者をB工事に配置することは可能です。

但し、A工事の完成検査前に当該技術者をB工事に配置し、その後A工事で手直し工事が発生した場合（履行遅延となった場合）には、手直し工事の期間中、当該技術者をA工事に専任で配置していただくこととなるため、B工事に配置することはできなくなります。

その場合のB工事の対応は、問1の回答と基本的に同じ対応となりますが、B工事が契約済みの場合には、問1の回答中、【契約後の場合】(2)の「受注者の責めに帰すべき場合」の対応となります。

(参考) 配置予定技術者のコリンズでの資格確認について

久留米市が発注する工事（以下、「新工事」という。）の配置予定技術者の、他の発注機関（福岡県等）の工事（以下、「既存工事」という。）への配置状況については、コリンズの「竣工登録」の有無で確認します。

したがって、既存工事が完成し技術者の専任配置を要しなくなった後*、新工事の開札日までに、既存工事の竣工登録を行っていただければ、当該技術者を新工事に配置することが可能です。

* 技術者の専任配置期間の考え方は、発注機関によって異なる場合がありますので、既存工事が久留米市以外の発注である場合は、既存工事の発注機関に確認をお願いします。

問2 契約締結に議会の議決が必要な工事(B工事)の場合、開札日時点では契約日(議決日)が未定である。B工事に配置したい技術者が既に他の工事(A工事)に配置されている場合、A工事の工期末がいつまでなら、その技術者のB工事への配置が認められるか。

答2

(1) B工事の着工日が仕様書等に明記されている場合

A工事の工期末がB工事の着工日の前日までであれば、配置を認めます。

(2) B工事の着工時期が明記されていない場合

A工事の工期末がB工事の仮契約日までであれば、配置を認めます。

【主任技術者(現場代理人)の兼務要件の拡大について】

問3 兼務申請はいつまでに行えば良いか。

答3 落札後、契約締結日の前日までに申請して下さい。

問4 兼務申請に対する審査内容はどのようなものか。

答4 「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」の要件にあてはまるかどうかを確認します。

問5 兼務申請の結果の通知方法は。

答5 兼務を承認する場合は、書面により契約時に通知します。

兼務を承認しない場合は、電話等によりその旨を連絡しますので、速やかに主任技術者(現場代理人)の変更の手続きをお願いします。他に条件に合致する技術者等がない場合は、落札取り消しとなります。

問6 主任技術者(現場代理人)の兼務承認手続きは、落札後に行なうことになっているが、不承認となり契約に至らなかった場合、ペナルティがあるか。

答6 兼務申請が不承認となり、他の主任技術者(現場代理人)も配置できなかった場合、落札取り消しとなりますが、原則として指名停止等の処分はありません。ただし、明らかに兼務箇所数(2箇所)や工事現場相互間の距離(10km程度)等が緩和条件と異なっている場合は、指名停止等を行うことがあります。

問7 発注機関が異なる工事でも兼務が認められるのか。

答7 「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」に記載のとおり、各発注者が主任技術者(現場代理人)の兼務を認める場合は可能です。

問8 兼務申請はこれから兼務する工事(後発工事)にのみ提出すればよいのか。

答8 後発工事のみ兼務申請することになります。

ただし、発注機関が異なる場合は、両方に申請して、どちらからも承認を受けることが必要となります。

問9 既に受注している工事と、今後新たに受注する工事との兼務は認められるか。

答9 既に受注している工事の主任技術者を、今後受注する工事の技術者と兼務させることは可能です。ただし、既に受注している工事の主任技術者を変更して、新たな工事と兼務させることは出来ません。

問10 総合評価方式入札でも兼務が認められるのか。

答10 「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」の要件に当てはまる場合は、主任技術者(現場代理人)の兼務は可能です。

問 11 現場代理人を兼務しようとする場合、工事規模（予定価格）の制限はあるのか。

答 11 工事規模（予定価格）での制限はありません。

問 12 現場代理人が現場を移動する場合には、監督職員等へ連絡しなければならないのですか。

答 12 監督職員等への連絡は必要ありません。ただし、2箇所までの兼務を認めているのであって、いずれかの現場には必ず常駐する必要があります。また、携帯電話等により連絡があった場合は、速やかに他方の現場に駆けつけるようにして下さい。

問 13 携帯電話等の連絡を受けても、速やかに現場に駆けつけられない場合はどうなるのか。

答 13 「兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」（「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」）に該当しないと認められるときは、兼務の承認を取り消すことがあります。

問 14-1 主任技術者が兼務する2件の工事の下請代金はいずれも4千万円未満であるが、合計すると4千万円以上となる場合には、兼務は可能か。

答 14-1 下請金額の合計が4千万円以上でも、個々の工事の下請代金が4千万円未満であれば、配置が求められる技術者は主任技術者で、監理技術者ではありません。2件の工事の下請代金がいずれも3千500万円未満であるか、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用要領」の要件に当てはまる場合は、主任技術者の兼務は可能です。

問 14-2 監理技術者は兼務できないのか。

答 14-2 専任の監理技術者は、従来からの取扱いで

①契約工期の重複する工事であること

②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

で、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合にのみ兼務が認められます。

問 15 推進工事技士の兼務は可能か。

答 15 推進工事技士は、専門技士として現場への専任配置を求めていますので兼務はできません。

今回の緩和措置は、主任技術者（監理技術者）及び現場代理人を対象としたもので、その他の技術者等の取扱いに変更ありません。